

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

新規申請(更新含む)のご案内

【提出書類】

申請時等に提出いただくもの		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)		○	○	記載例を参照のこと(位置図及び写真添付) ※複数事業所等は事前に要相談
「誓約書」(様式第2)		○	○	
「機械器具調書」		○	○	記載例を参照のこと(写真添付)
「給水装置工事事業者選任・解任届」(様式第3)		○	○	記載例を参照、新規は日付空欄とし、それ以外は 事実の生じた日から2週間以内の日付。
「指定給水装置工事事業者の確認事項調査票」		○	○	
※指定証受領証		○	○	※指定証受理時に受領証をお渡しします。郵送で 受け取られた場合は押印の上、企業団まで送付し てください。
添 付 書 類	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	○	-	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	定款の写し	○	-	余白に原本証明と代表者名・代表者印(直接記載・ 押印)
	住民票	-	○	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	「給水装置主任技術者」の免状又は技術 者証の写し	○	○	選任者全員分提出のこと、更新時必要
	他水道事業体の指定証写し	△	△	他水道事業体で指定を受けている場合に提出。 ※更新時は添付不要
	賃貸借契約書又は、 公共料金等の支払証の写し	△	△	事業所の所在地が登記事項証明書や住民票に記 載の無い場合に添付してください。

○必ず日中に連絡のとれる電話番号(携帯番号等)を記載してください。HPに掲載を希望されない場合は公表しません。

○給水装置工事施工基準がHPからダウンロードできない場合は、空のCD-Rディスクを指定証受理時に持参すること。

○更新の場合は、**指定給水装置工事事業者の確認事項調査票**を提出してください。

指定給水装置工事事業者確認事項調査票の提出書類と備考(原則として更新時)	
指定給水装置工事事業者講習会の受講状況及び業務内容等の確認	新たに受講した場合等、随時提出可
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認	
適切に作業を行うことができる技能を有する者の確認	

○指定給水装置工事事業者提出書類チェックシートで提出書類がそろっているか確認してください。

郵送の場合はチェックシートも同封の上、ご提出ください。

【受付方法】

①対面での受付…申請書類を持参される方は、書類一式を持って下記の受付場所までお越しください。

申請書類を確認のうえ、指定手数料の納付書を発行します。

②郵送での受付…申請書類と一緒に返信用封筒2通(納付書郵送用:長形3号・110円切手貼付、指定証郵送用:角形2号・

140円切手貼付)をお送りください。申請書類確認後、返信用封筒にて指定手数料の納付書を送付します。

指定証を取りに来られる場合は、指定証郵送用の封筒は不要です。

※手数料の納付を確認してから手続きをしますので、急ぎの場合は、領収書のコピーを郵送またはFAXでお送りください。

【手数料】

- ・ 新規指定申請手数料 10,000円
- ・ 更新指定申請手数料 10,000円

【指定日について】

新規指定は、申請書類一式と添付書類に不備がなければ、手数料納入後、概ね2週間程度で指定します。

【指定の有効期間と更新申請】

新規指定の有効期間は、指定日から5年間となります。(以後、5年毎に申請が必要です。)更新申請は、有効期間が9月29日の場合、当該年度の7月1日から末日までの間にお願ひします。それ以外は、有効期間内に随時申請すること。有効期間内であれば更新申請は受け付けますが、有効期間を過ぎた場合は、新規の指定申請となります。

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

各種届出のご案内

◎ 指定事項の変更や主任技術者等に変更があった場合は、当該変更のあった日から30日以内に、再開の場合は10日以内に次のとおり書類を提出してください。(郵送可)

【届出書類】

		変更届 (様式第10)	誓約書 (様式第2)	定款の写し※1	登記簿謄本又は 記載事項※2	住民票※2	廃止・休止・再開届 (様式第11)	指定証(原本)※3	位置図外観内観写真	買借借契約書又は 公共料金等支払証の写し
氏名 または 名称	法人	○	○	○	○			○		
	個人	○				○		○		
住所	法人	○		○	○			○	○	
	個人	○				○		○	○	
代表者	法人	○	○	○	○			○		
役員	法人	○	○		○					
事業所の名称 または 所在地	法人	○							○	○
	個人	○							○	○
事業所の追加		○							○	○
廃止・休止							○	○		
再開							○			

※1 定款の写しは原本証明した直近のものを添付してください

※2 発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

※3 指定証が変わる場合、郵送受け取りを希望の場合は、140円切手を貼った角形2号の封筒を添付してください。

【給水装置工事主任技術者選任・解任】

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、事実が生じた日から2週間以内に、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)を提出してください。

なお選任をする場合は、当該給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付してください。

【指定証の返納】

有効期間内に、廃止・休止する場合は指定証を返納すること。ただし、改正前事業者が最初に更新する場合を除き、更新申請の場合は返納していただく必要はありません。(指定証に有効期間が明記されているため)

【変更後の指定証】

指定証の記載事項に変更があった場合は、変更後の指定証を発行しますので、従前の指定証も添付してください。ただし、指定証に代表者名や住所(市町村名以降)の記載がない場合は添付不要です。

【手数料等】

変更届及び指定証発行については、手数料を徴収していません。

住所表示(番地等)と代表者名については、選択制により指定証に記載しないことができますが、その場合でも変更届は必要ですが、記載事項に変更なければ、指定証提出が不要であり、新しい指定証を取りに来る手間も省けます。

【更新時の変更】

更新に併せて変更届を提出するのではなく、事実の生じた日から一定の期間内に提出してください。更新申請後に変更が生じた場合は、随時変更届を受け付けます。

【氏名又は名称の変更とは】

個人の「氏名」の変更とは、「個人事業者本人の氏名変更」です。相続や事業譲渡は「変更」には該当しません。個人・法人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。その場合は、「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。有限会社から株式会社等への組織変更、法人名の単なる変更は、「変更」手続きを行ってください。なお、「変更」については、水道事業体によって異なる取扱いとなる場合があるので、ご了解ください。

組織変更及び個人の代表者変更(相続)の場合

	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人→法人(法人→個人の場合も同様の取り扱い)	廃止届・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止届・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	株式会社 廃止届・指定申請	
		有限会社→株式会社(同一法人とみなし、名称変更)		指定事項変更届
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更		指定事項変更届
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届、 Bは廃止届
			新会社C設立(新設合併)	A、Bともに廃止届、 Cは指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは指定申請、Bは廃止届
		新会社C設立(新設合併)	Bは廃止届、Cは指定申請	

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4